

武雄アジア大学危機管理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、武雄アジア大学（以下「本学」という。）の教育、研究その他の大学運営（以下「大学運営等」という。）に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制及び対処方法等を定めることにより、本学の構成員及び近隣住民並びにその他の関係者の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「構成員」とは、学生（学部生、科目等履修生、研究生、外国人留学生等本学で教育を受ける全ての者を含む。）及び教職員（教育職員、事務職員、技術職員、労務職員、非常勤教職員、並びに本学において就労する短時間勤務教職員等期限付雇用教職員を含む。）をいう。
- (2)「危機」とは、火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により学生、教職員等の生命若しくは身体又は大学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象及び状態をいう。
- (3)「危機管理」とは、現に発生している危機又は発生するおそれのある危機であって、大学運営等に重大な影響を及ぼすものに対して、被害及び結果の回避、軽減及び抑制等の措置をとるための組織的活動をいう。
- (4)「部署」とは、学科・コース、教務部、学生部、図書館、各推進室及び事務局をいう。
- (5)「部署長」とは、前号に規定する部署の長をいう。

(危機管理の対象)

第3条 第1条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 構成員、近隣住民等の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他、前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが

必要な事象

(学長等の責務)

第4条 学長は、危機管理統括責任者として本学における危機管理を統括する。

- 2 副学長及び事務局長は、危機管理総括責任者としてそれぞれの所掌に関わる危機管理を指揮し、学長を補佐する。
- 3 部署長は、部署における危機管理責任者として、当該部署における危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長及び部署長は、危機管理に関する資料の配布、研修の実施等により、本学における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 学長及び部署長は、法令等に従い、構成員及び近隣住民等が本学に起因する危機事象により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 3 学長及び部署長は、危機管理にあたり、構成員、近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

第2章 危機管理委員会

(設置)

第6条 本学に、危機管理に関し必要な事項を審議するため、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 危機発生時の体制等

(当該危機対策の実施組織等)

第7条 本学における当該危機対策の実施組織は、当該危機関連部署とする。ただし、学校法人旭学園リスク管理基本規程（以下「基本規程」という。）第3条第2号に定めるレベルⅡ（全学園的な対応が必要なレベル）に該当する場合は、当該規程の定めによる。

- 2 当該危機関連部署における危機管理対策の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 当該危機に係る情報の収集及び分析・評価に関すること
 - (2) 委員会策定の当該危機対策方針に則した当該危機関連部署所掌事項における当該危機対策の策定及び実施に関すること
 - (3) 構成員への当該危機に係る情報提供に関すること
 - (4) 当該危機対策に係る他の部署等との連携に関すること

(5) 前各号に附帯する業務

(当該危機に関する通報等)

第8条 教職員は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、直ちに部署長に通報する。

2 部署長は、前項の通報を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告する。

3 学長は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知し当該危機の状況を確認したときは、直ちに理事長に報告する。また、対策本部を設置し、当該危機事象に関する情報の収集・分析を行い対策を講じるとともに、理事長に報告する。

4 対策本部の運営等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(当該危機関連部署における当該危機対策等)

第9条 部署長は、前条第3項に掲げる対策本部の決定事項に基づき、各種対策を実施する。

2 部署長は、当該危機対策の実施結果を委員長に報告する。

3 学長は、当該危機対策の実施結果を理事長に報告する。

(学長が不在の場合の措置)

第10条 学長が不在等の場合は、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代行する。

第4章 雑則

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関して必要な事項は、教授会の意見を参酌して学長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。